

# 釧路市議会公式フェイスブックページ運用要綱

平成 27 年 2 月 2 日  
議会事務局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、釧路市議会（以下「市議会」という。）がフェイスブックを利用して開設する釧路市議会公式フェイスブックページ（ウェブアドレスは、<http://www.facebook.com/kushiroshigikai> とする。）（以下「ページ」という。）の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック Facebook 社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。
- (2) フェイスブックアカウント フェイスブックを利用するために取得した権利をいう。
- (3) 利用者 ページの利用者をいう。

(運営主体)

第 3 条 ページの運営主体は釧路市議会とし、ページの管理者（以下「管理者」という。）は議会事務局長の職にある者とする。なお、当面の間は試行期間とする。

2 ページへの情報の掲載は、管理者が行うものとする。

(市議会からの情報発信)

第 4 条 市議会フェイスブックに掲載することができる情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 定例会、臨時会の開催内容や市議会の活動に関する情報
  - (2) 市議会が主催する会議、行事等に関する情報
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者がフェイスブックに掲載することが適当と認める情報
- (利用者の遵守事項)

第 5 条 利用者は、ページの利用に際して、次の行為をしてはならないものとする。

- (1) 市議会、他の利用者又は第三者の権利又は財産を侵害する行為
- (2) 市議会、他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、又は侮辱する行為
- (3) 市議会、他の利用者又は第三者の名誉、信用等を毀損し、プライバシー等を侵害し、又は業務を妨害する行為
- (4) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に違反する行為
- (5) 宗教団体その他の団体又は組織への加入を勧誘する行為
- (6) 出資、寄付、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
- (7) 市議会が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介し、若しくはその閲覧を勧誘する行為又はページをファイルのダウンロードとして利用する行為
- (8) ページを利用して市議会、他の利用者又は第三者に対し、コンピューターのソフト又はハードの正常な機能を阻害するウイルスその他の有害なプログラム、ファイル等を発信する行為
- (9) ページに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為

(10)市議会又は他の利用者によるページの利用を阻害する行為

(11)ページに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為又はページの全部若しくは一部を監視し、若しくは複製する行為

(12)Facebook 利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他市議会が不適切と判断する行為

2 利用者は、ページの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用において当該損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、市議会に一切迷惑をかけないものとする。

3 市議会は、ページの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が市議会の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切責任を負わないものとする。

4 市議会は、利用者が第1項の規定に違反して市議会に損害を与えた場合は、当該利用者に対し損害賠償を請求できるものとする。

(違反措置)

第6条 市議会は、利用者が前条第1項の規定に違反した場合、当該利用者に対し事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がページ上に掲載した情報及び内容等の削除その他必要な措置を講じることができる。

(利用者からの情報についての免責)

第7条 市議会は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性等の保証は一切しないものとし、掲載された当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市議会の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の扱い)

第8条 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載し、又は市議会に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償にて市議会に譲渡し、市議会による当該情報、内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

2 利用者は、ページを通じて入手したあらゆる情報、内容等について、個人的な使用又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等をしてはならない。

3 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる範囲を超えて、ページにおける情報、内容等を無断で利用してはならない。

(管轄裁判所)

第9条 ページの利用又はこの要綱に関して裁判上の紛争が生じた場合は、釧路地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。